

校区における交通安全活動の手引き

～交通事故のない安全で安心なまちづくりのために～

令和 4 年 4 月

福岡市／福岡市交通安全推進協議会



目 次

1. 交通安全活動の基本的な考え方	1
2. 校区における交通安全活動について	1
① 沿革	1
② 活動のねらい	1
3. 交通安全推進の体制づくり	2
組織	2
4. 交通安全活動の進め方	3
① 交通安全運動	3
② 広報啓発活動	6
③ 交通安全教育	7
④ 街頭指導活動	8
⑤ 道路交通環境の点検	9
5. 校区での交通安全活動への助成について	13
6. 福岡市交通安全功労者表彰について	13
資料	
○ 福岡市交通安全功労者表彰要綱	14
○ 交通安全関係の主な機関・団体	15

1. 交通安全活動の基本的な考え方

交通事故のない、安全で明るく健康な社会を営むことは、私たち共通の願いです。

近年、交通事故は減少傾向にあるものの、飲酒運転などの重大な犯罪をはじめ、自動車、自転車、歩行者ともに信号無視や無理な交差点進入・横断などのルール違反やマナーの欠如が大きな問題となっています。

交通安全活動は、市民一人ひとりが自らの生命を守り、他人の生命を尊重する、いわゆる人命尊重を基本理念とし、推進することが望まれます。

地域社会、学校、家庭、職場、交通安全推進機関・団体等さまざまな団体や個人が相互に連携し、交通マナーの向上と正しい交通ルールの実践と習慣付けを図るための活動を展開することで、現代社会で希薄化しているといわれている他人を思いやる気持ちを強くし、よりよい生活環境を作り出すことが大切です。

2. 校区における交通安全活動について

① 沿革

急激な車社会の進展により、交通事故が爆発的に増加したため、本市においても昭和 47 年から、全国一斉に行われた春の交通安全運動を契機に、各校区にスクールゾーンを設定するなど、交通安全活動を強力に推進していくこととしました。

地域における交通安全活動の推進母体として、市は、各小学校区に「校区交通安全推進委員会」の設置を進め、昭和 50 年には、小呂・玄界を除くすべての小学校区に設置され、地域における交通安全推進活動の中心として、積極的に活動が展開されるようになりました。

平成 16 年度からは、「自治協議会制度」がスタートし、自治協議会が設立された校区では、「校区交通安全推進委員会」もその一員となっています。また、交通安全活動は、自治協議会が行う「まちづくり基本事業（住みよいまちをつくるために必要なまちづくりの基本となる事業）」に位置付けられています。

② 活動のねらい

悲惨な交通事故をなくしていくためには、地域住民の皆さん自らが中心となり、市、警察などの関係機関・団体と密接な連携を保ちながら、地域に根ざした交通安全活動を推進していくことが交通安全につながると考えられます。

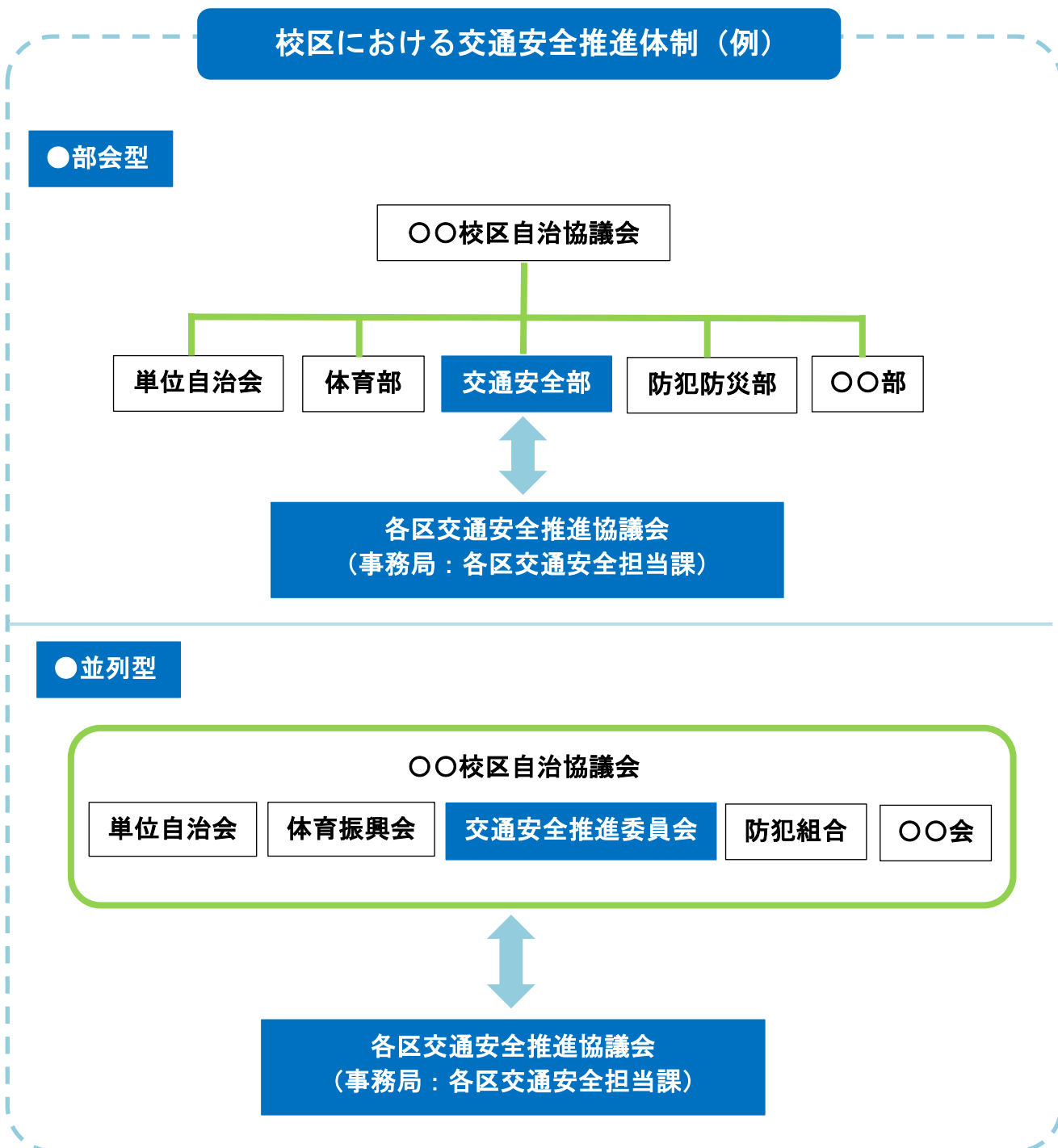


3. 交通安全推進の体制づくり

各校区で交通安全活動を主体的に、また、効果的に推進していくためには、校区全体で活動内容を話し合い、取り組みを行う体制をつくっていくことが重要です。

組織

各校区では、自治協議会の担当部門（交通安全部、安全安心部など）や校区交通安全推進委員会を中心に、多くの住民の参加のもとで活動が行われています。

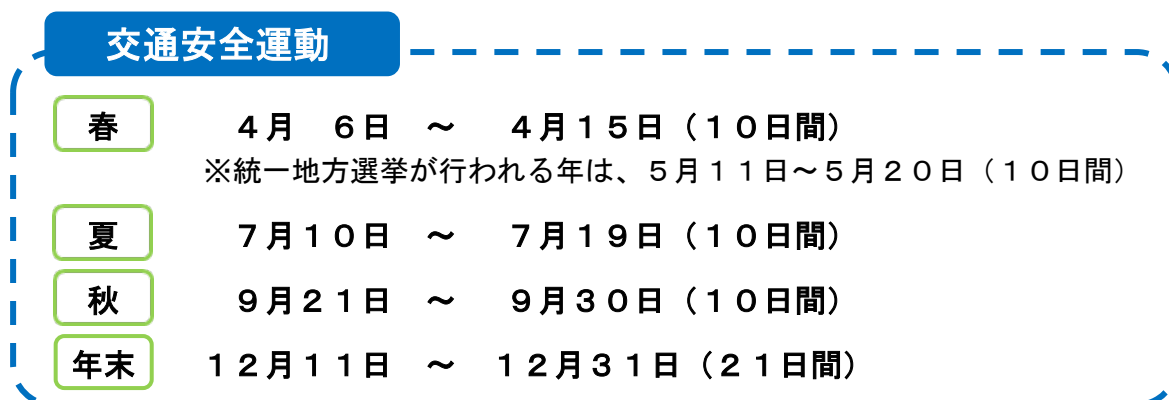


※団体名等は、それぞれの校区で異なります。

4. 交通安全活動の進め方

① 交通安全運動

交通安全運動は、全国一斉に実施される「春」・「秋」の運動と、県民運動として実施される「夏」・「年末」の運動があり、合わせて年4回実施されています。



年4回の交通安全運動では、国・県・市においてそれぞれ活動に際しての実施要綱が決定されます。これを踏まえて、区や各校区が、それぞれ取り組みについて協議し、決定します。

その後、この決定に基づき、関係機関・団体が連携を図り、校区で交通安全運動が実施されます。

i) 校区における活動の手順（例）

●活動目標・方針の設定

校区の実態を把握し、それをもとに、交通安全運動期間も含めて、今後の活動目標や方針を話し合い、決定する。

●計画の作成

目標達成のために、事業内容・スケジュール・運営方法・役割分担・予算などを十分に検討の上、計画を作成し、自治協議会や校区交通安全推進委員会の総会などで合意を得る。

●実施

計画に基づいて、事業の円滑な運営に努める。

●反省・評価

活動目標に沿って、よりよい活動内容を組み立てるために、実施内容の反省をして記録を残し、次の活動に活かす。

ii) 活動事例

年間を通じた交通安全運動

【例】

- 校区内の各種行事等における交通安全思想の普及
- 校区内の交通安全施設の点検
- 交通安全教室の開催
- 毎月、第1・第3月曜日、登校時の街頭指導
- 「自転車の安全利用のマナー向上」の推進
- 飲酒運転撲滅の推進
- 違法駐車・駐輪の追放
- シートベルト・チャイルドシート・ヘルメットの正しい着用運動の実施

春の交通安全運動

【例】

- 園児・児童・生徒に対する登下校時の街頭指導
- 通学路を中心とした校区内の交通環境の点検
- 交通安全街頭パレード・キャンペーンの実施
- PTA等の会合を利用した、保護者に対する交通安全教育の実施
- 交通安全教室の開催
- 交通だよりの発行

夏の交通安全運動

【例】

- 暴走族追放運動の実施
- 自転車の正しい乗り方コンクールの開催
- 交通安全教室の開催
- 交通安全街頭パレード・キャンペーンの実施
- 交通安全映写会の開催

秋の交通安全運動

【例】

- 交通安全街頭パレード・キャンペーンの実施
- 交通安全教室の開催
- 自転車教室の開催
- 自転車の安全点検の実施
- 交通事故防止チラシの作成配布
- 高齢者の交通安全教育の実施
- 校区内の交通環境一斉調査の実施
- 自転車の無灯火運転防止の推進
- 交通だよりの発行
- 迷惑駐車等の追放運動

年末の交通安全運動

【例】

- 飲酒運転撲滅キャンペーンの実施
- 交通安全街頭パレード・キャンペーンの実施
- 交通安全教室の開催
- 自転車の無灯火運転防止の推進
- 交通安全標語の募集



② 広報啓発活動

交通安全に対する地域住民の意識を高める手段の一つとして、広報啓発活動があります。

交通事故の恐ろしさや悲惨さ、正しい交通ルールや事故を起こさないための心構えなどを地域住民に浸透させるための活動を行います。

交通安全運動期間の前には、市からポスターやチラシなどの啓発資料を提供します。必要に応じて、地域住民に配布・回覧するなど、ご活用ください。

また、校区において街頭キャンペーンなどを実施するとともに、校区で発行している広報紙を活用し、交通安全について住民への広報に努めることも効果的です。

活動例

- ポスターの掲示、チラシの配布
- 広報紙等を活用した啓発活動
- 街頭キャンペーン、街頭パレード等の実施
- 交通安全映画の夕べ等の実施

i) 自転車の安全利用の推進

福岡市においては、自転車関連交通事故が県内の他の市町村に比べて多く発生しており、自転車の安全利用を推進することが重要な課題です。

このため、子どもから高齢者までの幅広い層を対象とした自転車利用上のルールやマナーの啓発活動を行うことが重要となります。

ii) 飲酒運転の撲滅

飲酒運転が依然として後を絶たないことから、飲酒運転が重大な犯罪であることを再確認していただくことが必要です。

このため、四季の交通安全運動において、飲酒運転撲滅を重点事項として、さらに推進していくことが重要です。



③ 交通安全教育

交通安全教育は、運転免許保有者に対しては、免許更新時をはじめ事業所等で実施されており、特に就業運転者に対しては、安全運転管理者や事業主を通じて行われています。

また、児童・生徒に対しては学校教育の場で行われていますが、十分とは言えないのが現状です。さらに、幼児や高齢者などに対する安全教育の場はあまり多くはありません。

このような状況からも、地域住民の安全を守るためには、校区において交通安全教育の場づくりに取り組み、正しい交通ルールの習得と実践の習慣付けを図っていくことが大切です。

i) 幼児とその保護者に対する交通安全教育

交通安全教育は単なる知識のみの教育ではなく、日常生活の中で実際の行動として習慣化されるまで繰り返すことが必要です。

また、交通弱者である子どもを交通事故から守るためには、地域全体の大人はもちろんのことですが、子どもと接する機会の多い保護者自身が正しい交通ルールを身に付け、これを実践し模範を示すなど家庭での交通安全教育もしっかりと行うことが重要です。

ii) 児童・生徒に対する交通安全教育

児童・生徒に対しては、学校教育の中で交通安全教育が実施されていますが、十分とは言えないのが現状です。

校区においては、子ども会等の活動の場を利用して、自転車教室等の交通安全教室を機会あるごとに開催することが効果的です。

iii) 高齢者に対する交通安全教育

高齢化社会の進展に伴い、高齢者の交通事故の割合が増加しています。

このため、高齢者に対する交通安全教育をさらに推進していくことが重要です。

また、校区においては、老人クラブなど高齢者の集まる場を活用し、積極的に交通安全教室を開催するなど、高齢者に対する交通安全教育を行うことが効果的です。



iv) 交通安全教室計画時の連絡

交通安全教室を計画し、指導者等が必要な場合は、下記の要領で区役所交通安全担当課までご連絡ください。

区役所交通安全担当課では、各校区や小・中学校、幼稚園等で交通安全教室が開催される場合に、警察署などの関係機関との連絡調整、指導者の派遣などを行っています。

また、交通安全啓発用DVDの貸し出しも行っていますので、校区において利用を希望される場合は、区役所交通安全担当課までご連絡ください。

○交通安全教室開催の区役所との連絡要領

＜連絡事項＞ 希望日時、場所、対象、人数、教室の内容等

＜連絡先＞ 区役所交通安全担当課

※区役所交通安全担当課は区によって課名が異なります。(P15 一覧表参照)

④ 街頭指導活動

街頭指導活動は、主に児童及び生徒の通学時における交通危険箇所において、道路横断時の安全確保と正しい交通ルール・交通マナーの実践指導をあわせて行う活動です。

子どもたちを交通事故から守るために、大変重要な活動です。

i) 街頭活動の推進計画

毎月1日の交通安全の日、毎月8日の二輪車自転車交通安全の日、毎月10日の違法駐車追放の日、毎月15日の高齢者交通安全の日、毎月25日の飲酒運転撲滅の日などにあわせて、校区においても、街頭指導活動を実施することは効果的です。

ii) 児童・生徒に対する安全教育

自動車に停止を命じたり、通行の方法を指示したりすることは、基本的には警察官でなければできません。

しかしながら、児童や生徒が通学のため道路を通行している場合や、高齢者や体の不自由な方などが道路を横断などしようとしているところなどに居合わせた場合は、歩行者を交通事故から守るため、誘導や合図をすることができます。その際は、自らが事故にあわないように注意してください。



⑤ 道路交通環境の点検

交通事故を未然に防止し、安全で静かな生活環境を確保するためには、交通安全施設の整備や交通規制の実施が大きな役割を果たします。

交通安全施設の整備や改善などが必要な場合には、関係住民の同意を得た上で区役所交通安全担当課へご連絡ください。

道路交通環境の点検を実施する際は、次の事項に留意して進めてください。

点検のポイント

- 幼児・児童・生徒の通園・通学路において、交通安全上問題がある箇所はないか。
- 生活圏内で自動車や大型車等の通行が多く、歩行者や自転車利用者が危険にさらされている箇所はないか。
- 自動車の違法駐車や自転車・バイクの路上駐車により、交通安全上問題が生じている箇所はないか。
- 歩道・ガードレール・カーブミラーや横断歩道等の交通安全施設の未整備やその損傷等により交通安全上問題が生じている箇所はないか。
- 交通規制が不十分な箇所や交通規制が特に守られていない箇所はないか。
- 交通事故（人身事故・物損事故）の発生が目立っている箇所はないか。
- 歩道等において、看板等の不法占用物件等により、歩行者等の安全な通行が阻害されている箇所はないか。

i) 要望書の提出について

校区において、道路交通環境の点検を実施し、交通安全施設や交通規制等の意見が出たときは、自治協議会や校区交通安全推進委員会等で協議検討の上とりまとめ、関係地域住民の同意を得た上で、これらの会長名で区交通安全推進協議会会長（事務局：区役所交通安全担当課）宛に、書面（要望書記載例）で提出してください。

交通安全施設の整備や交通規制は、それぞれの所管で処理することになりますが、校区のみなさんの利便を図るため、区役所交通安全担当課で受付を行い、それぞれの内容に応じ、道路管理者あるいは公安委員会（警察）に要望に関する書類を作成し、依頼しています。

なお、カーブミラー・道路照明・歩道等に関する要望や一方通行など交通規制で利害が伴うものについては、関係住民の了承を得て、その書面を添付してください。

※様式は各区で異なりますので、各区役所交通安全担当課（P15 一覧表参照）に事前にご確認ください。

ii) 交通安全施設、交通規制の種類と内容

・交通安全施設

交通安全施設は、道路管理者（国・市・区）所管のものと公安委員会（警察）所管のものがあります。

道路管理者（国・市・区）所管

○歩道

車道の幅員が原則として、5.5m以上確保された道路で、余地があれば、設置できる場合があります。

○カーブミラー

見通しの悪い交差点等では、カーブミラーの設置が効果的です。

但し、設置希望箇所の側の住民の了承が必要です。

○防護柵

路肩に水路や高低差があり、転落の危険性のあるところに設置します。

○車道外側線

道路管理者が、車道の外側に運転者の視線誘導及び側方余裕を保つために標示した白線で、歩道が設置されていない道路では、路側帯として歩道と同様の取り扱いを受けることがあります。

○道路照明

カーブの多いところや交差点等で、道路が暗いため、交通事故が多発している箇所では、道路照明によって事故を防止することができます。但し、設置後に明るすぎるなどのトラブルが起きないように設置希望箇所付近の方の了承をとってください。

公安委員会（警察）所管

○信号機

交差点等での安全かつ円滑な交通をつくり出すために、異なった方向からの交通を時間的に分離して交通整理を行うものです。

○横断歩道

横断歩道は道路交通法で歩行者優先として保護されます。車両通行量及び横断歩行者が多い場所で、歩行者の安全を確保するものです。

○路側帯

歩行者の通行の用に供し、または車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路または歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、歩行者の通行に十分な幅員のあるものは、歩道と同様に取り扱われます。

○標識

標識には、一方通行、駐車禁止、車両進入禁止、最高速度、一時停止、通行止め、歩行者横断禁止などの交通規制の標識があります。

・交通規制

交通規制とは、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため、主として車両の通行・駐停車等について禁止・規制するもので、公安委員会（警察）が必要に応じて行います。

交通規制のなかで、特に多いのは次のような規制です。

○一時停止

信号機が設置されていない交差点において安全を確保する必要がある場合、交差点の手前の直近で、車両を一時停止させる規制が行われます。

○車両通行止

通学路や生活道路等で、特に車両の通行を規制する必要があるものについて、状況により車両の通行が禁止されます。

○一方通行

車両の相互通行に十分な幅員がない道路や、沿道地域の事情などにより車両の通行禁止が困難な道路において、状況により一方通行の規制が行われます。

○速度制限

通園・通学路や生活道路等で歩行者の安全を確保する必要がある場合、速度の規制が行われます。

○駐車禁止

道路の幅員、交通量等から交通事故の発生や交通渋滞の原因となる等、特に必要がある道路について駐車禁止の規制が行われます。

※様式は、各区で異なりますので、各区役所交通安全担当課に事前にご確認ください。

交通安全施設要望書

年 月 日

(宛先)
〇〇区交通安全推進協議会
会長 〇〇 〇〇 様

〇 〇 〇 〇
(自治協議会、交通安全推進委員会等)
会長 〇〇 〇〇

〇〇〇〇〇〇に関する要望について

1. 要望理由

2. 要望施設及び施設数

3. 要望者連絡先（住所・氏名・電話番号）

4. 要望箇所（添付地図のとおり）

福岡市_____区_____

※カーブミラー、道路照明、歩道等に関する要望や、一方通行など交通規制で利害が伴うものについては、関係住民の了承を得て、その書面を添付してください。

5. 校区での交通安全活動への助成について

交通安全活動は、住みよいまちをつくるために必要なまちづくりの基本となる事業の一つです。活動には、市が自治協議会に交付している「福岡市自治協議会共創補助金」を活用いただけます。

6. 福岡市交通安全功労者表彰について

福岡市及び福岡市交通安全推進協議会では、日頃から交通安全活動に積極的に取り組まれ、顕著な功績をあげられている個人及び団体を、福岡市交通安全功労者として表彰しています。

表彰は、各区交通安全推進協議会会長の推薦する個人・団体の中から、審査の上行います。



福岡市交通安全功労者表彰要綱

（目的）

第1条 この表彰は、地域等において交通安全の確保と事故防止に積極的に取り組み、顕著な功績をあげている個人又は団体を表彰することにより、地域における自主的な交通安全活動の奨励を図るとともに交通安全に関する市民の関心を高めることを目的とする。

（主催）

第2条 福岡市
福岡市交通安全推進協議会（会長 福岡市長）

（表彰の対象者）

第3条 次の各号に該当する個人又は団体の中から、福岡市交通安全推進協議会会長が適当と認めるものを交通安全功労者として表彰する。

- （1） 地域等において、多年にわたり交通安全思想の普及徹底に努め、交通安全の確保と事故防止に顕著な功績があったもの。
- （2） 街頭において、多年にわたり幼児や学童の指導にあたり、交通安全の確保と事故防止に顕著な功績があったもの。
- （3） 交通安全施設の整備を行い、交通安全の確保と事故防止に多大の貢献をしたもの。
- （4） その他交通安全の確保と事故防止に多大の貢献があったもの。

（表彰）

第4条 表彰は、表彰状により行う。この場合あわせて記念品を授与するものとする。

（推薦）

第5条 表彰は、各区交通安全推進協議会会長の推薦するものの中から、審査のうえ行う。

（審査）

第6条 表彰の候補者の審査は、福岡市交通安全推進協議会会長の指名する者により行うものとする。

（表彰の時期）

第7条 表彰は、原則として福岡市交通安全推進協議会の総会にあわせて実施する。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

交通安全関係の主な機関・団体

1. 福岡市

(1) 区役所

課名	職務
各区交通安全担当課 ※課名は下表参照	- 交通安全運動の推進 - 交通安全教室の開催 - 区交通安全推進協議会 - 校区交通安全推進委員会 - 校区からの交通安全施設要望受付（道路管理者、公安委員会） - 交通安全に係る関係機関、団体との連絡調整
地域整備課 （西区のみ土木第1、2課）	- 歩道、ガードレール等の交通安全施設の整備 - 道路の新設改良 - 道路照明灯の整備
維持管理課 （中央区は地域整備課） （西区は土木第1、2課）	- 交通安全施設及び道路の維持、修繕 - 道路の管理、道路の占用等（中央区、西区以外）
放置自転車対策担当課 ※課名は下表参照	- 自転車駐車場の管理、放置自転車の撤去 - 道路の管理、道路の占用等（中央区、西区のみ）

区役所の連絡先一覧表（直通）

区分	交通安全担当課	地域整備課 （西区は土木第1、2課）	維持管理課 （中央区は地域整備課） （西区は土木第1、2課）	放置自転車対策担当課
東区	総務課	645-1052	645-1057	維持管理課
	645-1038			645-1062
博多区	総務課	419-1057	419-1062	自転車対策・生活環境課
	419-1044			419-1071
中央区	総務課	718-1074	地域整備課 718-1084	管理調整課
	718-1056			718-1093
南区	総務課	559-5082	559-5092	維持管理課
	559-5063			559-5102
城南区	総務課	833-4072	833-4078	維持管理課
	833-4055			833-4077
早良区	総務課	833-4333	833-4338	生活環境課
	833-4304			833-4342
西区	防災・安全安心室	土木第1課 895-7043	土木第1課 895-7047	管理調整課
	895-7037	土木第2課 806-0411（今宿方面）	土木第2課 806-0411（今宿方面）	895-7052

(2) 市役所

局名	課名	職務
市民局	防犯・交通安全課	- 交通安全運動の企画 - 福岡市交通安全推進協議会 等
	711-4061	
市長室	広聴課	交通事故相談
	711-4067	

2. 関係機関・団体

東警察署	643-0110
博多警察署	412-0110
博多臨港警察署	282-0110
中央警察署	734-0110
南警察署	542-0110
城南警察署	801-0110
早良警察署	847-0110
西警察署	805-6110
東福岡交通安全協会	633-3936
博多交通安全協会	483-1513
博多臨港交通安全協会	263-4114
福岡中央交通安全協会	734-0151
福岡南交通安全協会	552-1180
早良・城南交通安全協会	851-3703
西福岡交通安全協会	807-9411

福岡市市民局生活安全部防犯・交通安全課
福岡市中央区天神一丁目8番1号
TEL 711-4061 / FAX 711-4059